

補助金調書

補助金名	中小企業奨学金返還支援事業補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局総務・中小企業部 経営支援課(TEL 092-441-1232)	
交 付 先	団体	中小企業等			区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	10月頃から募集開始予定				
(公募の場合) 応募要件	主に次の要件を満たす中小企業等 (1) 福岡市内に本店及び本社があること。 (2) 支援制度を設け、実施していること(実施することが決定している場合を含む。) (3) 本市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していないこと。 (4) 補助金の申請を行う年度(以下「補助申請年度」という。)において、国及び地方公共団体(福岡市を含む。)並びにその他民間団体等が実施する、中小企業等への奨学金返還支援を目的とした他の助成金等の交付を受けていないこと。(予定を含む。)						
(非公募の場合) 非公募の理由							
補助開始年度	令和7	年度	経過年数	1	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	○補助金の目的 従業員への奨学金返還支援を行う中小企業等に対して、その経費の一部を補助することにより、福岡市内における中小企業等の人材確保と定着並びに就労の促進を図ることを目的とする。 ○補助対象事業 補助金の交付の対象となる事業は、中小企業等が、支援制度に基づき従業員の奨学金返還に係る負担を軽減する事業とする。						
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	0	回		
終期を延長する理由							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○補助対象経費は次の各号に掲げるもの (1) 対象従業員へ支払う手当等の額 (2) 奨学金の債権者への代理返還額 なお、上記経費の支払に要する振込手数料等は補助対象としない。 ○算定方法 補助対象経費のうち、補助額、補助率、会計年度の補助金上限額は、次の通りとし、予算の範囲内で市長が決定する。なお、算出した補助金の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの。 ・補助額: 1 手当等による支援の場合は、当該会計年度中に支払った以下の①、②のいずれか低い額に補助率を乗じた額 ① 対象従業員が返還した奨学金の額 ② 補助事業者が支援制度に基づき給付した額 2 代理返還による支援の場合は、当該会計年度中に奨学金の債権者へ代理返還した額に補助率を乗じた額 ・補助率: 2分の1 ・会計年度の補助金上限額: 50万円					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	0 件	0 件	0 件			
	24,000 千円	0 千円	0 千円	0 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要							
補助金交付 による効果							

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。